

千葉労働局発表
令和3年6月21日

【照会先】千葉労働局 労働基準部 健康安全課
課長 吉田 明生
主任安全専門官 松井 祐介
電話 043-221-4312

報道関係者 各位

「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を開始します -労働災害の増加(前年同期比 16%増。5月末日現在)などを踏まえた取組強化策-

県内の陸上貨物運送業（以下「陸運業」という。）における休業4日以上之死傷者数は、平成28年から令和2年まで5年連続で増加しています。さらに、令和3年になっても、5月末の段階で死傷者数が速報値で302名（前年同期比+42名、+16%）と増加傾向が継続しています。

今年、千葉県内で発生した陸運業の労働災害は、荷台などからの「墜落・転落」による死傷者数が75人と前年同期比で13人（21%）増加しています。「墜落・転落」による災害は、死亡や重篤化につながる事が多い災害ですので、大変憂慮される状況にあります。

このような状況を踏まえ、千葉労働局（局長：友藤智朗）では、7月から「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を開始することとしました。概要は次のとおりです。

【トリプル作戦】（実施要綱は別紙1のとおり）

作戦期間 6か月間（7月1日から12月31日まで）

陸運業の労働災害防止のためには陸運業者のみならず荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）における取組も重要となります。そこで、①陸上貨物運送事業者、②荷主等、③千葉労働局の三者が一体となった「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を展開してまいります。

＜三者における主な実施事項の例＞

1 陸上貨物運送業事業者

- ・荷役作業での墜落・転落防止対策の徹底
- ・高齢者の労働災害防止のための取組

2 荷主等

- ・荷主等が管理する施設へのプラットフォーム、荷台への昇降設備等、荷役作業中の墜落・転落災害防止のための設備等の設置
- ・荷役作業場所の整理整頓

3 千葉労働局

- ・労働災害防止のための研修資料（資料の例は次ページのとおり）の作成及び周知
- ・災害事例及び災害防止のための好事例の収集及び周知

※陸運業及び荷主等の関係団体に対し、令和3年6月18日付けをもって陸運業の労働災害防止に関する緊急要請とトリプル作戦への賛同の要請を行っています。（要請文は別紙2のとおり）

陸上貨物運送業における 労働災害の防止のために

～陸運業の労働災害が増加しています～

荷主の皆様へ

**自社構内での荷役作業の
安全確保にご協力ください**



千葉労働局労働基準部
健康安全課

陸上貨物運送事業者のみならず

労働災害が増加しています

特に、荷物の積み降ろしを安全に

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）のみならず

荷役作業時の労働災害の3分の2 が荷主先で発生しています



トラック運転手の労働災害を減らすため
には陸運事業者のみならず、荷主等も連
携して安全対策を講じることが必要です。

2. 陸運業における労働災害防止対策等

（1）重大災害対策

5 大 死 亡 災 害

荷役作業時の死亡災害は5大災害で80%を
占めている



- I 墜落・転落
- II 荷崩れ
- III フォークリフト使用時の事故
- IV 無人暴走
- V トラック後退時の事故

平成25年に発生した陸上貨物運送業の荷役作業時の死亡災害の割合
資料出所：労働安全衛生総合研究所調べ

（2）一般的な死傷災害対策

荷台からの転落等による災害発生状況



トラック荷台からの転落原因

荷台への昇降時の転落が
40%

荷台から降りる時 27.0%
任意の飛び降り 5.2%
荷台へ上がる時 5.1%
危険回避による飛び降り 2.7%

平成27年に発生した陸上貨物運送業の休業4日以上死傷災害（トラック荷台からの転落等による災害データのみを抜粋）を分析したもの
資料出所：労働安全衛生総合研究所調べ

（3）荷主等による労働災害防止対策

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけでなく、荷役作業の安全対策を講じることは困難です。荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。



荷主等の皆様においても「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」にある事項に取り組ましよう

ポイントⅢ 墜落・転落対策

○墜落・転落防止のための施設等を用意してください

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落災害防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する設備において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

移動式プラットホーム設置例




「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」実施要綱

1 趣旨

県内の陸上貨物運送業（道路貨物運送業及び貨物取扱業をいう。）（以下「陸運業」という。）においては、休業4日以上之死傷者数は令和2年まで5年連続で増加していたところ、令和3年になっても死傷者数が5月末集計の速報値で302名（前年同期比+42名、+16%）と労働災害の顕著な増加傾向が継続している状況にある。

さらなる労働者の高齢化、新型コロナウイルス感染拡大による宅配便の取扱個数の増加などの運送需要が増加する中、陸運業では、引き続き労働災害発生のリスクが高水準で推移することが懸念されるところである。

陸運業における労働災害は荷役作業中に多く発生しており、中でも荷台などからの「墜落・転落」によるものが多く、また、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）が管理する施設内で発生することも多いことから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の遵守をはじめとした陸運業の労働災害防止に関する取組については、陸運事業者のみならず荷主等を含めた陸運業に係るすべての事業者において実施していくことが必要である。

また、陸運業においても高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が多く発生している状況であり「エイジフレンドリーガイドライン」の遵守の徹底や「STOP！転倒災害プロジェクト」における事業所が実施すべき事項への取組をさらに徹底していくことなども必要である。

以上のことから、陸運業における令和3年の死傷者数を少なくとも令和2年より減少させることを目標として、陸上貨物運送事業者、荷主等及び千葉労働局の三者が一体となった「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を展開していくこととする。

2 期間

令和3年7月1日から同年12月31日までとする。

3 主唱者

千葉労働局、県下労働基準監督署

4 協賛者

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 千葉県支部

5 実施者

陸上貨物運送事業者

荷主等

千葉労働局

6 実施者の実施事項

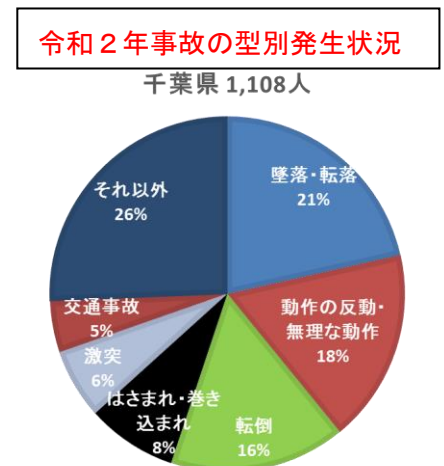
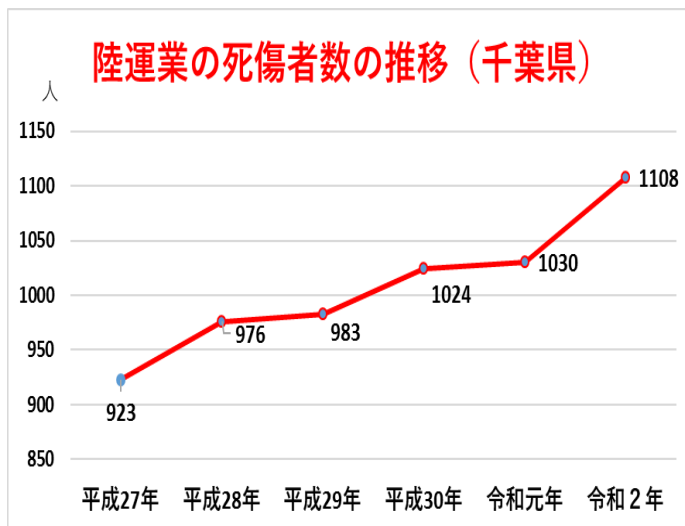
陸運業における労働災害防止のため、三者においてはそれぞれの役割に応じて従来からの取組に加え、下表の事項について特に強化して取り組む。

	従来からの取組に加え、特に強化する事項
陸上貨物運送業事業者	1. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策 2. 転倒災害対策（STOP！転倒災害プロジェクト） 3. 熱中症対策（ただし、9月までの期間）
荷主等	1. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のうち、自社関連施設・場所における陸運事業者の労働者のための労働災害防止対策 2. 転倒災害対策（STOP！転倒災害プロジェクト） 3. 熱中症対策（ただし、9月までの期間）
千葉労働局	1. 労働災害防止のための研修資料の作成及び周知 2. 災害事例の収集及び周知 3. 災害防止のための好事例の収集及び周知 詳細は千葉労働局ホームページを参照 https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/home.html

なお、陸上貨物運送業事業者及び荷主等における従来からの主な取組については以下のとおりである。

- （１）荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- （２）積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- （３）歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- （４）トラックの逸走防止措置の実施
- （５）トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

【参考：陸運業における労働災害の状況】



千労発基 0618 第 3 号
令和 3 年 6 月 18 日

別記の使用者団体及び関係団体 代表者 様

千葉労働局長

陸上貨物運送業における労働災害の増加に伴う緊急要請について

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り、また、現下の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止への各般のご尽力に厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県内の陸上貨物運送業（以下「陸運業」という。）における労働災害による死傷者数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきたものの、大変残念ながら、最近では休業 4 日以上死傷者数が令和 2 年までの間、5 年連続で増加しており、さらに、今年に入っても 5 月末速報値で前年同期比 42 人増（16%増）の 302 人と大幅に増加している状況となっております。

さらなる労働者の高齢化、新型コロナウイルス感染拡大による宅配便の取扱個数の増加などの運送需要が増加する中、陸運業では引き続き労働災害発生リスクが高水準で推移することが懸念されるところであります。

陸運業における労働災害は荷役作業中に多く発生する傾向にあり、中でも荷台などからの「墜落・転落」によるものが多く、また、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）が管理する施設内で発生することも多くなっております。「墜落・転落」による災害はひとたび発生してしまうと重篤化することが多い災害ですが、今年、千葉県内で発生した陸運業の労働災害を見ても、「墜落・転落」による死傷者数が 75 人と前年同期比で 13 人増（21%増）となっており、大変憂慮される事態となっております。

これらのことから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の遵守をはじめとした陸運業の労働災害防止に関する取組を陸運事業者のみならず荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）を含めた陸運業に関係するすべての事業者において実施し、荷役作業中の墜落・転落災害をはじめとした陸運業における労働災害防止を図っていただくようお願いいたします。

また、陸運業における労働災害の増加傾向に歯止めがかからないことを踏まえ、千葉労働局におきましては、別紙の実施要綱のとおり、本年 7 月より、陸上貨物運送事業者、荷主等及び千葉労働局の三者が一体となった「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」（以下「トリプル作戦」という。）を展開していくことにより、陸運業における労働災害の大幅な減少を目指すこととしました。

陸運業の労働災害防止のためには、「荷役ガイドライン」のほか、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインである「エイジフレンドリーガイドライン」の遵守の徹底や「STOP！転倒災害プロジェクト」における事業所が実施すべき事項への取組をさらに徹底していくことなどが必要です。

これらは本来、陸運業者が主体的に取り組む必要があるところですが、とりわけ、「荷役ガイドライン」の遵守に当たっては、荷主等における取組も重要となることから、陸上貨物運送事業者、荷主等及び千葉労働局の3者がそれぞれの役割に応じた災害防止対策を実施することにより陸運業における労働災害を防止していく必要があると考えております。

なお、千葉労働局では「トリプル作戦」の実施に当たって、ホームページに陸上貨物運送事業者及び荷主等を対象とした労働災害防止のための研修資料を作戦期間中に順次掲載していくこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、陸運業における災害の防止に向けた取組とした「トリプル作戦」に是非ともご賛同賜りますとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願い申し上げます。

関係資料掲載先

「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」の実施について（開設予定 7月1日）

（千葉労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/home.html>）

各種ガイドライン等掲載先（厚生労働省 ホームページ）

- (1) 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-1.html>（陸運業向け）

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-1.html>（荷主等向け）

- (2) 高年齢労働者対策「エイジフレンドリーガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/newpage_00007.html

- (3) 転倒災害対策「STOP！転倒災害プロジェクト」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

各種ガイドラインにつきましては、上記の千葉労働局のホームページからリンクして参照が可能とする予定です。

(公社) 千葉県労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会千葉県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部
(一社) 千葉県建設業協会
(一社) 千葉県トラック協会
(一社) 千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
(一社) 千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会